

報告事項 2（安全点検規定の一部改正）の改正案修正について

第 77 回屋外広告物審議会の報告事項 2「神奈川県屋外広告物条例施行規則（安全点検規定）の一部改正について」（資料 3）の 2（1）「有資格者による点検が必要な広告物の見直し」の内容について、事務局で再度検討した結果、以下のとおり改正案を修正することとした。

【修正内容】

広告物のうち「建築物に光を投影して表示するもの」は、広告物自体に倒壊、落下等の危険性がないため、有資格者による点検の対象から除外する方向としていたが、以下の理由により、従来どおり有資格者による点検の対象とする。

【理由】

- (1) 国土交通省の「投影広告物条例ガイドライン」（平成 30 年 3 月 30 日国都景歴第 54 号公園緑地・景観課長通知）第 3 条に、「投影広告物及び投影機は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。」とあることから、投影広告物だけでなく投影機材も含めた安全性の確保が必要と考えられるため。
- (2) 投影広告物の形態が多様化しており、壁や天井に機材を設置して壁や床に光や映像を投影しているものについては、機材が落下する危険性があるため。
- (3) 通常の広告物も、照明付きのものについては照明も含めて点検対象となっているため。